

電力・ガス取引監視等委員会 第39回制度設計専門会合
議事概要

1. 日 時：令和元年6月25日（火）13：00～14：45

2. 場 所：経済産業省経済産業省本館17階国際会議室

3. 出席者：

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、草薙委員、武田委員、辰巳委員、松村委員

（オブザーバー）

<電気>

大谷 真哉（中部電力株式会社 執行役員 販売カンパニー 事業戦略室長）

國松 亮一（一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長）

佐藤 悦緒（電力広域的運営推進機関 理事）

白銀 隆之（関西電力株式会社 執行役員 送配電カンパニー 企画部 担任）

野崎 洋介（株式会社エネット 取締役 営業本部長）

中野 明彦（S B パワー株式会社 代表取締役社長 兼 CEO）

福田 光伸（九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 部長（エネルギー戦略担当））

浅川 晴俊（公営電気事業経営者会議 事務局長）

太田 哲生（消費者庁 消費者調査課長）

塚田 益徳（公正取引委員会 調整課長）

下村 貴裕（資源エネルギー庁 電力産業・市場室長）

森本 将史（資源エネルギー庁 電力基盤整備課 電力供給室長）

4. 主な意見

（1） 2021年度以降のインバランス料金制度について

（卸電力市場価格を用いた補正について）

- 補正の考え方には賛成。時間前の5取引だけでは実態とは乖離が生じるため、例えば、取引量の多い時間帯を含ませたり、時間前市場の全取引を対象にするなどしてはどうか。
- 5取引分であれば取引量からすると1万kWhにも満たない場合があり、ぶれが起こりやすいのでは無いか。一度運用してみてもうまく機能するかどうかを確かめながら制度として定着させていくかを見極めていけば良いと思われる。
- 時間前市場の5取引には懸念。極端な価格が入ると操作ができてしまうおそれがあるが、時間前市場はスポット市場よりも監視が難しい。実需給に近い取引をとるといふ考えは否定しないが実効性において懸念。

- 時間前市場の5取引については、戦略的な操作が除ける方法を検討して欲しい。例えば、5取引分の取引量に応じた加重平均を行うなど、戦略的な操作が経済合理的とはならないよう制度に組み込む方が監視を行うよりも効率的。
- 取引件数5件の妥当性を考える際は、過去のデータにおける5件と、ルールが変わった世界、戦略的な行動を取り得る可能性がある世界における5件では意味が違うということをご配慮いただきたい。

(ひっ迫時補正について)

- インバランス料金の価格設定については、設定方法の合理性だけでなく、個々の事業者の収支影響を見極めて市場全体のバランスを取ることが重要。
- 方向性としては異論無いが、新電力への影響など実態を把握した上でひとつひとつ詰めてもらいたい。
- 価格シグナルということで危機的な状況の時には高くなるという方向性で良いと思うが慎重に議論していただきたい。
- インバランス精算や、過剰に回収したインバランス料金の還元のタイミングについても新電力の事業者の安心につながるよう考えてもらいたい。

(情報公表について)

- インバランス料金の価格シグナル性を重視するという観点から、公表のタイミングが遅いと改革の意味が半減する。少しでもタイミングを繰り上げるという実務上の努力をすべきではないかと考える。

(収支管理について)

- インバランス料金を今後、限界費用に変えれば、必然的に黒字になるはず。インバランス収支が黒字になったら還元するのではなく、最初から還元額を控除する仕組みにすべき。控除しても黒字となるときには別途還元するというのをしないと規律が働かないと思われる。

(2) 電源 I' の広域的調達について

- 電源 I' の広域運用の可能性が高まった。広域調達のメリットが出ると思われる。
- 電源 I' の広域調達の可能性が高まり、大いに期待。他方、各社ごとに募集条件にばらつきがあるため、例えば、継続稼働時間を各社3時間で揃えるなど隣接エリアからの応募者も設計しやすいような募集条件に改めるべき。
- 2021年度の検討材料については、広域機関などからデータ提供を受けながら、JEPX としてもシミュレーションを行い報告していきたい。
- 今回の議論を受けて、2020年度向け公募から電源 I' の広域的調達を進めさせていただく。

(3) 電気の適正取引の在り方について

- 特段の意見等なし。

(4) 公営電気事業の契約見直しに関する実態調査について

- 公営電源は新電力が電源を安定調達するうえで魅力的電源である。水力電源が多く、環境価値の面でも魅力的である。
- 今回の調査を通じて、卸電力市場が活発化することを望む。
- 一般競争入札で契約先を高く購入する新電力に切り替えることは、財政に課題のある難に苦しんでいる自治体にとっても取るべき行動である。
- 事務局にはヒアリングの際に啓蒙していただきたい。その他、電発電源の切り出し等においても水力の切り出しといった面でも活性化に役立っている。
- 不当な長期契約は望ましくない。その観点も踏まえ、ヒアリングを行っていただきたい。
- 資料8のP4の売電契約の競争入札が実施された事例の合計最大出力について、全体の母数がよくわからない。

- 公営電気事業全体の出力は約 247 万 kW であり、売電契約の競争入札が実施された出力 17.5 万 kW は全体の 7%相当が切り出されていることとなる。
- 地方自治法上、一般競争入札が原則であるにも関わらず、自治体から旧一電に対して契約の見直しの申し入れはほとんどなかったとのことなので、ヒアリングを通じて、地方公共団体へ契約見直しを後押ししてほしい。